

# 七飯町国内交流事業補助金運用方針

## 第1 目的の主旨

七飯町国内交流事業補助金交付規程第1条において定める目的の趣旨は、原則として姉妹都市の住民が参加する事業に対し補助するものとする。ただし、従前から継続的に実施されている事業で、町長が特に認めるものはこの限りではない。

## 第2 補助対象事業

七飯町地域国内交流事業補助金交付規程（以下「交付規程」という。）にない事業（慰問等）についても、姉妹都市関係の発展・振興に寄与するものと町長が特に認めた事業に限り、補助対象事業とする。

## 第3 交付限度額

1. 交付限度の総額として、1申請につき100万円迄とする。
2. 上記1項について、町長が特に認めた事業についてはこの限りではない。

## 第4 交付申請

1. 補助事業の対象を受けようとする者は、事業実施計画月の5ヶ月前の末日までに、町長へ事業実施計画概要書を提出するものとする。
2. 交付規程第4において定める、必要書類とは以下に明記するものである。

別紙1 事業参加者名簿

別紙2 日程表

別紙3 事業計画書

別紙4 その他（町長が必要と認める書類）

## 第5 交付決定

1. 交付規程第5において定める「七飯町国内交流事業推進委員会」には、副町長を委員長として置き、総務部長、総務財政課長、農林水産課長、住民課長、商工観光課長、教育委員会生涯教育課長をもって構成する。
2. 町長は事業を円滑に推進するため、前項の推進委員会の意見を聴いたあと、速やかに補助対象事業実施の可否について決定するものとする。

## 第6 事業報告

交付規程第6において定める、必要書類とは以下に明記するものである。

別紙1 事業実施が確認できる書類（写真など）

別紙 2 収支報告書

別紙 3 収支状況の内容確認できる領収書またはその写し、航空券の半券など

別紙 4 その他（町長が必要と認める書類）

#### 第 7 補助金の概算払

交付規程第 7 において定める、補助金の概算払いを受ける場合には、申請者に対して、事業計画とは別の理由書（任意様式）の提出を求めること。

#### 第 8 補助金の返還など

1. 事業実施報告にもとづいて、随時補助金の返還等必要な処置を講ずるものとする。
2. 返還すべき補助金を納付期日までに、納付しなかった時には納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（一部を納付した場合には、納付済み額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約遅延金を返還すべき補助金とは別に、七飯町に納付しなければならない。